

藤沢市医師会北休日夜間診療所における COVID-19 対応マニュアル（第1版）

1. 本マニュアルの目的

本診療所における新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）の院内感染リスクの可能な限りの軽減を目的とする。

2. 21 時までの対応

1) COVID-19 を心配されている電話への対応。

COVID-19 を心配されて受診したい旨の電話があった場合は当院では対応出来ないので、藤沢市保健所の帰国者・接触者相談センター（以下相談センター）に連絡するように説明する。また当院では PCR 検査は実施していない旨を伝える。

2) 発熱や風邪様の症状で受診希望の電話があった時は、まず次の事項の確認を行う事。

- ①年齢
- ②発熱（37.5℃以上）と咳嗽の有無とその持続期間
- ③強い倦怠感や息苦しさの有無
- ④現在治療中の基礎疾患や妊娠の有無（特に確認すべき病名は糖尿病、COPD、心不全、慢性腎不全、関節リウマチなどで生物製剤やステロイド使用中、妊娠の有無）
- ⑤流行地域（中国、韓国、イラン、ヨーロッパ等）よりの 2 週間以内の滞在歴もしくは帰国者との接触歴
- ⑥COVID-19 確定患者との接触歴

上記の確認の結果より下記の対応を取る。

75 歳未満で発熱や咳嗽が 4 日以上持続⇒患者自身より相談センターに電話する様に説明

75 歳以上で発熱や咳嗽が 2 日以上持続⇒患者自身より相談センターに電話する様に説明

基礎疾患ある方や妊婦で発熱や咳嗽が 2 日以上持続⇒患者自身より相談センターに電話する様に説明

年齢や基礎疾患に関わらず、発熱や咳嗽と共に強い倦怠感もしくは呼吸困難がある時
⇒患者自身より相談センターに電話する様に説明

発熱や咳嗽があり流行地域の滞在歴、帰国者との接触歴もしくは COVID-19 患者との接触歴がある⇒患者自身より相談センターに電話する様に説明

相談センターで当院受診を勧められた患者については原則として診察を行う。但しその時も本マニュアルの 4. 本診療所における院内感染対策の原則と 5. 発熱および呼吸器症状を呈する患者の診察時の対応を遵守する。

3) 発熱や風邪症状の患者が直接来院された時の対応 (21 時まで)

(窓口での対応)

まず、患者自身にマスクを着用、手指消毒をして頂き経過観察室に案内して COVID-19 スクリーニングの問診票を渡して記載して頂く。マスクを持参していない患者についてはペーパータオルを数枚渡して鼻と口を覆う様に説明する。

経過観察室の複数人の患者がいるときは、待合室内で他の患者とは十分距離を置いて、もしくは自家用車内で問診票を記載して頂く。

(診察)

診察は通常の診察室で行う。問診票ならびに診察の結果、下記の対応を取る。

75 歳未満で発熱や咳嗽が 4 日以上持続⇒肺炎が疑われる時や全身状態が悪い時などは、医師の判断により必要に応じて相談センターに連絡（医師より）して紹介先について相談する。COVID-19 の可能性が低くかつ全身状態が良好と判断出来る場合は、投薬等を行い相談センターに連絡しないで帰宅させることも可能とする。但しその場合も翌日には、患者自身よりかかりつけ医に相談もしくは相談センターに連絡して受診先医療機関を決定するように説明する。

75 歳以上で発熱や咳嗽が 2 日以上持続⇒上記に同じ

基礎疾患ある方や妊婦で発熱や咳嗽が 2 日以上持続⇒上記に同じ

年齢や基礎疾患に関わらず、発熱や咳嗽と共に強い倦怠感もしくは呼吸困難がある時
⇒肺炎の存在が疑われるので、相談センターに連絡の上で紹介先を決定する。

発熱や咳嗽があり流行地域の滞在歴、帰国者との接触歴もしくは COVID-19 患者との接触歴がある⇒疑似症として相談センターに連絡の上で、紹介先を決定する。

3. 21 時以降の対応

1) COVID-19 を心配されている電話への対応 (21 時以降)

COVID-19 を心配されて受診したい旨の電話があった場合は当院では対応出来ないので、相談センターに翌日の 9 時以降に相談センター連絡するように説明する。その際、受診の希望があった時は下記の 2) に続く。

2) 発熱や風邪様の症状で受診希望の電話があった時は、まず次の事項の確認を行う事

- ①年齢
- ②発熱 (37.5℃以上) と咳嗽の有無とその持続期間
- ③強い倦怠感や息苦しさの有無
- ④現在治療中の基礎疾患や妊娠の有無 (特に確認すべき病名は糖尿病、COPD、心不全、慢性腎不全、関節リウマチなどで生物製剤やステロイド使用中、妊娠の有無)
- ⑤流行地域 (中国、イラン、ヨーロッパ) よりの 2 週間以内の滞在歴もしくは帰国者との接触歴
- ⑥COVID-19 確定患者との接触歴

上記の確認の結果より下記の対応を取る。

75 歳未満で発熱や咳嗽が 4 日以上持続⇒マスクを必ず着用の上で受診指示

75 歳以上で発熱や咳嗽が 2 日以上持続⇒マスクを必ず装着の上で受診指示

基礎疾患ある方や妊婦で発熱や咳嗽が 2 日以上持続⇒マスクを必ず着用の上で受診指示

年齢や基礎疾患に関わらず、発熱や咳嗽と共に強い倦怠感もしくは呼吸困難がある時

⇒患者自身より藤沢市民病院 (もしくは湘南藤沢徳洲会病院) に連絡して頂く様に説明

発熱や咳嗽があり流行地域の滞在歴、帰国者との接触歴もしくは COVID-19 患者との接触歴がある⇒疑似症の可能性があるので保健所の夜間守衛を通してオンコールの担当者呼び出して連絡する様に説明する。

3) 発熱や風邪症状の患者が直接来院された時の対応 (21 時以降)

(窓口での対応)

まず、患者自身にマスクを着用、手指消毒をして頂き経過観察室に案内して COVID-19 スクリーニングの問診票を渡して記載して頂く。マスクを持参していない患者についてはペーパータオルを数枚渡して鼻と口を覆う様に説明する。

経過観察室の複数人の患者がいるときは、待合室内で他の患者とは十分距離を置いて、も

しくは自家用車内で問診票を記載して頂く。

(診察)

診察は通常の診察室で行う。問診票ならびに診察の結果、下記の対応を取る。

75歳未満で発熱や咳嗽が4日以上持続→肺炎が疑われる時や全身状態が悪い時などは、医師の判断により必要に応じて藤沢市民病院（もしくは湘南藤沢徳洲会病院等）に電話連絡して紹介を要請する。COVID-19の可能性が低く、かつ全身状態が良好と判断出来る場合は、投薬等を行い帰宅させることも可能。但しその場合も翌日には、患者自身よりかかりつけ医に相談もしくは相談センターに連絡して受診先医療機関を決定するように説明する。

75歳以上で発熱や咳嗽が2日以上持続→上記に同じ

基礎疾患ある方や妊婦で発熱や咳嗽が2日以上持続→上記に同じ

年齢や基礎疾患に関わらず、発熱や咳嗽と共に強い倦怠感もしくは呼吸困難などがある時
→肺炎の存在が疑われるので、藤沢市民病院（もしくは湘南藤沢徳洲会病院）に電話連絡して紹介を要請する。

発熱や咳嗽があり流行地域の滞在歴もしくはCOVID-19患者との接触歴がある→
疑似症として保健所の夜間オンコールに連絡の上で、紹介先を決定する。

4. 本診療所における院内感染対策の基本原則

- 1) 発熱もしくは咳嗽などの気道感染症状のある患者は全例マスク着用を義務付ける。すべての来院患者および家族等の同伴者の来院時のアルコール製剤による手指衛生を義務付ける。マスクを持参していない風邪症状の患者にはペーパータオルを数枚渡して鼻と口を覆う様に説明する。
- 2) 待合室では可能な限り、患者間の距離を置いて座って頂く様にする(2m 間隔)。
待合室の人数によっては、車の中で待機して頂く様に協力を求める。
- 3) 診療所に関連するすべての医療者（医師、看護師、事務員、こまよせ薬局のスタッフを含む）は院内でサージカルマスクを勤務時間内は着用する。
- 4) 一人の患者の診察毎や処置毎に石けんと流水もしくは十分量のアルコール製剤による手指衛生を徹底する。また、受付での対応（保険証や問診票の受け渡し、会計業務など）時においても一人の患者毎にアルコール製剤等による手指衛生を徹底する。
- 5) 院内環境整備：患者が触れる場所を中心に高頻度の清拭（アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウム）を行う。院内を適度な頻度で換気（1時間に数回程度）を行う。
事務職員、看護師、医師が協力し周辺の清拭消毒を行う。

5. 発熱および呼吸器症状を呈する患者の診察時の対応

- 1) 待合室は原則として経過観察室とする。状況により待合室や自家用車内で待機。
- 2) 診察場所は、普段使用する診察室で行う。
- 3) インフルエンザ抗原迅速検査などの行う場所は経過観察室とする。ただし、現在（2020年3月中旬）のインフルエンザの流行状況を考えるとインフルエンザ迅速診断を行う意義は少ないので、特に成人においては原則実施しない事とする。
- 4) 医師の判断により検体を採取する時には術者ならびに補助者はサージカルマスク、手袋、ガウン、ゴーグルもしくはフェイスシールド等の个人防护具（PPE）を装着しなければならない。医療者のマスクについてはサージカルマスクを原則とするが、患者の咳嗽多い時や嘔吐を伴う可能性が高い時はN95マスクを使用する。

附則

- 1 当面の間、鼻腔および咽頭よりの検体採取は行わない事とする。
- 2 肺炎が疑われる場合でも臨床経過よりCOVID-19の可能性が低く、高齢者の誤嚥性肺炎などが積極的に疑われる時は二次輪番病院に紹介を要請する事も可能である。

連絡先

藤沢市保健所 帰国者・接触者相談センター（9時-21時）：50-8200

藤沢市保健所の夜間中央警備室（21時以降）：50-3597